

平成28年度第2回
広島県総合教育会議会議録

平成28年12月15日

平成28年度第2回 広島県総合教育会議会議録

平成28年12月15日（木） 10：00開会

11：16閉会

1 出席者の職及び氏名

知 事	湯 崎	英 彦
教 育 長	下 崎	邦 明
教育委員会委員	佐 藤	卓 巳
教育委員会委員	細 川	喜一郎
教育委員会委員	中 村	一 朗
教育委員会委員	志々田	まなみ

2 協議事項

- (1) 府中町学校運営等についての調査検討委員会の答申における「再発防止に向けての提言」を受けての取組について
- (2) その他

経営企画監： ただ今から、「平成28年度第2回広島県総合教育会議」を開催いたします。

本日の会議は、昨年12月8日に府中町立中学校の男子生徒の尊い命が失われたことを受けまして、二度とこうした悲しいことが起こらないよう、再発防止の取組について協議するために開催することといたしております。

開会に先立ちまして、この生徒さんの御冥福をお祈りするため、黙祷をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。それではお願いします。黙祷。

(黙 祷)

経営企画監： ありがとうございます。御着席ください。

続きまして、湯崎知事から御挨拶を申し上げます。

湯崎知事： それでは、平成28年度の第2回になりますけれども、総合教育会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては大変御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今、黙祷をさせていただきました。昨年12月に、この大変悲しい事案が起きまして、本年5月に第1回の会議を開催いたしまして、「命を大切にする教育」をテーマに、協議を行ったところでございます。その議論を踏まえまして、子供の自殺予防に関し、教員だけでなく地域社会全体で取り組んでいこうとしているところであります。また、学校におきましても、子供たちに、いわゆるレジリエンス、心の回復力を身に付けさせる教育に取り組んでいるところであります。

本日は、府中町の第三者委員会から11月に答申が出されましたので、それを受けまして、改めて県としての取組を議論するために、この会議を開催させていただきました。教育委員会では、事案の発生直後から様々な再発防止策に取り組んでいると承知をしておりますけれども、今回の答申の指摘を踏まえまして、課題をより深く分析して、現状の改善を図るということや、新たな取組を行うことで、二度とこのような悲しいことが起こらないように、県を挙げて取り組んで参りたいと考えております。

御出席の委員の皆様方には、忌憚のない率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

経営企画監： 続きまして、本日の日程について御説明申し上げます。お配りしております次第にございますように、本日はこの後、「府中町学校運営等についての調査検討委員会の答申における『再発防止に向けての提言』を受けての取組について」など、資料の説明をさせていただきます。それに引き続きまして、県として取り組むべき再発防止策につきまして、協議を行っていただきたいと思いますと考えております。

それでは、ここからは知事に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

湯崎知事： それではよろしく願いいたします。

最初に、資料が用意してございますので、事務局の方から説明をお願いします。

教育部長： それでは失礼いたします。お手元の資料について、説明をさせていただきます。

まず、資料番号1を御覧ください。「府中町学校運営等についての調査検討委員会」、いわゆる第三者委員会の答申における「再発防止に向けての提言」を受けての取組について、説明をさせていただきます。なお、この資料は12月6日の文教委員会で説明をしたものでございます。

まず、1ページを御覧ください。これは、答申に示されている提言の内容を書いたものでございます。

次に、2ページの「2」を御覧ください。事案発生後、県として当面の課題を整理し、再発防止に向け、ここにございますような取組を進めて参りました。

当該校に対しましては、継続的な学校訪問を行い、組織的な学校運営等について指導・助言を行うとともに、生徒指導の充実に加え、学校体制の支援のための加配教員の配置を行って参りました。また、公立学校全体に対しましては、いろいろな会議や研修などにおいて、資料の後ろに付けております参考資料1から4にございますけれども、本年4月に作成・配付した、これらのチェックリストなどを活用した指導、あるいは全ての学校への訪問指導等、鋭意取り組んできたところでございます。

それでは、3ページの「3」を御覧ください。提言の内容に沿いまして、4つの柱で課題を整理しております。

まず、学校運営体制についてでございます。

「a：組織的な学校運営に係る課題」につきましては、当該校で組織的な進路指導体制の構築とその運用がなされていなかったことが課題であり、体制づくりを行うべき校長に対するマネジメント研修も十分でなかったと捉えております。また、当該校には、生徒指導集中対策指定校として指導・助言を行って参ったにもかかわらず課題解決に至らなかったのは、表面的な荒れが収まったことで、更に積極的な生徒指導を進めるという認識が十分でなく、学校を挙げて取り組む体制になっていなかったことを、県として十分に把握できていなかったためと捉えております。これらのことから、管理職研修の内容や学校訪問指導の在り方について見直しを図るとともに、学校の情報を県教育委員会全体で共有し、庁内全体での指導体制を構築する必要があると考えているところでございます。

「b：適切な学年経営に係る課題」につきましては、当該学年団において、構成員間での納得性や同僚性・協働性が十分に確保されていなかったことについて、主任層に対するマネジメントの視点での研修内容が十分ではなかったと捉えております。

また、「c：適正な情報管理に係る課題」につきましては、生徒に関わる指導上の記録について、適切な管理体制ができていなかったため、点検・確認・修正が適切に行われていなかったことが課題であると考えているところでございます。

次に、「(2) 進路指導・生徒指導について」でございます。

(a)、(b) のところでございますが、進路指導につきましては、当該校において、キャリア教育の視点に立った組織的な進路指導がなされていなかったという課題や、進路相談の課題を受け、県内の実態把握を基に、組織的な進路指導体制の構築をしていくよう、各市町教育委員会を通じて徹底を図る必要があると考えているところでございます。

(c) を御覧ください。生徒指導につきましては、当該校では、一人一人の生徒の心を育て、生徒の心に寄り添い、将来、社会において自己実現できるような指導・支援を行うという視点が欠落しておりましたが、このことについて、全ての学校において、この視点に立った指導を徹底する必要があると考えているところでございます。

次のページの(3)の教育委員会につきましては、当該町は管内7校の小規模な町であり、指導主事の配置も少なく、他の小規模な市町を含め、県の指導主事の重点的な派遣等の支援が必要であると捉えています。

入試(専願)制度につきましては、関係部局や公立中学校長会と連携して更に詳細な実態把握をし、それに基づいて、制度の在り方について協議を進めていく必要があると捉えているところでございます。

次に、5ページの「4 今後の取組」について、これらの課題に対する今後の取組について説明をさせていただきます。

まず、学校運営体制につきましては、管理職や主任層へのマネジメント研修の充実、そして学校経営、情報管理等に係る指導の徹底に加え、今後は学校経営上大きな課題として捉えられる状況を把握した学校に対しましては、適宜、庁内プロジェクトチームを編成し、機動的な指導・支援を行って参ります。また、指導主事等の学校訪問の際に生かせるよう「学校訪問における学校経営の指導ポイント」を作成しまして、指導力の一層の向上を図って参ります。

進路指導につきましては、「推薦(専願)基準に係るガイドライン」を盛り込んだ「進路指導の手引」を新たに作成し、市町教育長会議において説明・周知し、その後、それを活用して各市町教育委員会担当者を対象とした研修等を実施して参ります。

生徒指導につきましては、「児童生徒の心に寄り添った指導の在り方」についての生徒指導資料を新たに作成すると共に、生徒指導主事等による校内研修の充実が図られるよう、指導を徹底して参ります。また、心の悩みを相談する窓口を紹介する「教育相談窓口紹介カード」を作成し、県内全ての児童生徒に配付いたします。

教育委員会につきましては、新たに作成する「進路指導の手引」や「生徒指導資料」などを踏まえて、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、改めて学校状況の把握を行うと共に、指導・助言を行って参ります。また、入試(専願)制度につきましては、私立中学高等学校協会や公立中学校長会と県との連携を進めて、入試(専願)制度の在り方について検討して参ります。

ただいま述べましたような取組を着実に進め、県教育委員会として、こうした取組により、二度と尊い命が失われることのないよう、全力で取り組んで参ります。

なお、現在の当該校についてでございますけれども、今年度着任した校長、教頭、主

幹教諭が、しっかりとタッグを組んでリーダーシップを発揮し、新たな組織体制の下で、PTAにも積極的に協力をいただき、全体として落ち着いた状況でございます。10月には吹奏楽部が初めて全国大会に出場し銅賞受賞、同じく11月の全日本マーチングコンテストでは、見事、金賞を受賞しております。また陸上部、卓球部、バレーボール部などが各種大会で活躍していると伺っておりますし、ボランティア活動にも多くの生徒が参加するなど、生き生きとした学校づくりが推進されているところでございます。

引き続き、町教育委員会と十分に連携をし、支援に努めて参りたいと考えております。

続きまして、資料番号2を御覧ください。私立高等学校の全日制の入試制度の概要について、教育委員会が調べた内容でございます。

県内の入試制度でございますけれども、そこでございますように、大きく分けて「推薦入試」と「一般入試」に分けることができます。

「推薦入試」は、中学校長の推薦が必要であり、必ずその私立高校に入学するという確約をした上で受験する方法でございます。国公立・私立を問わず、他校との併願はできないのが通常でございますが、国公立との併願ができる推薦入試を実施している学校も、一部ございます。

「一般入試」は、原則、中学校長の推薦は必要ありませんが、一部、校長の推薦が必要な場合がございます。「専願」と「併願」の2種類に分けられていますが、その専願についても更に2種類に分けられるために、本資料においては便宜上、「専願①」、「専願②」という分類をしております。

「専願①」は、第一志望の国公立高校が不合格だった場合は、合格したその私立の高校に必ず入学するという確約をした上で受験する方法でございます。したがって、他の私立高校との併願はできないこととなっております。

「専願②」は、合格したその私立の高校に必ず入学するという確約をした上で受験する方法で、「単願」と呼んでいる学校もございます。「専願①」との違いは、国公立・私立を問わず、他校との併願はできないことになっているという点でございます。

そして、「併願」としておりますのは、文字どおり、国公立・私立を問わず、他校との併願ができる入試でございます。

以上の分類に基づきまして、県内の全日制の私立高等学校36校のうち、高等学校の入試を実施している32校の入試の状況につきまして、生徒募集要項、あるいは各学校のホームページの入試情報及び公立中学校長会への聞き取りによって、調べております。

「推薦入試」は32校中27校、「一般入試」の「専願①」は32校中21校、「専願②」は32校中8校、「併願」は32校中31校が実施をしております。以上の実施状況につきましては、別表にまとめておりますので御覧いただければと思います。

その別表にあります、「専願①」を実施している「あ」から「な」までの21校につきましては、募集要項又はホームページに掲載している出願資格を項目別に調べております。『専願①』出願資格の募集要項、ホームページへの掲載有無の欄に丸印が付いている学校は、その出願資格についての記載があるということになります。例えば、一番上の学校「あ」につきましては、出願資格のうち、「平成29年3月の卒業見込みであること」、「他の私立高校への受験ができないこと」、「合格した場合、必ず入学することを確約すること」については、募集要項又はホームページに掲載されておりますが、「学力・成績等の基準」であるとか、「中学校長が推薦する（認める）者であること」については、示されておられません。

それから、学校の「す」から「な」につきましては、公立中学校長会への聞き取りから、「専願①」を実施していることを聞き取っております。募集要項やホームページに「専願①」に係る出願資格を確認することができませんでしたので、出願資格の欄は全て「無」としてあります。

それから、下の「む」から「や」につきましては、高等学校では生徒の募集は行わない学校でございます。

1枚目にお戻りください。最後に、全国の状況についてでございます。

下のところに記載しておりますけれども、全国で聞き取りをしたところ、「専願①」と同じような入試制度を実施している都道府県につきましては、広島県を含めて示しております12が該当してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

湯崎知事： ありがとうございます。

それでは、これからの進め方ですけれども、内容が多岐にわたる部分がございますの

で、初めに再発防止策について、学校、教育委員会を中心とした取組について議論させていただきまして、その後、入試制度を含む中学校と高校の接続に関する問題について、議論させていただければと思います。

教育委員の皆様には、今回の事案についての受け止めであるとか、あるいは今後の改善方法、対策、方策など、率直にお考えをお話しいただければと思います。30分程度を想定しております。よろしくお願いいたします。

佐藤委員： 事案が発生しまして、既に1年が経過したわけですが、大変悲しい事案であります。その後、この第三者委員会において、非常に時間をかけて丁寧に調査をしていただき、その結果、原因に至る多面的な要因がある中でも、おおむね、こういったところが原因としてあるのではないかとということをお調べいただき、それを踏まえて、調査結果として、これから改善すべき点はこういうこともあると、詳しく述べていただきました。教育委員会としては、大変ありがたい調査結果報告をいただいたものだと思っています。

それを受けて感じますのは、今現在我々が進めている「『学びの変革』アクション・プラン」、この中において原点であろう部分、もう少し丁寧になされるべきではないかと。これは、11月の教育委員会会議においても申し上げたところではありますが、今回の学校におけることが、全ての県内の教員、学校に同様であるということは決して申しませんし、それぞれ違う部分があるかと思いますが、この調査結果を踏まえて思いますのは、教師の基本の力を、もう一度高めるといえるか、押し上げていただきたい。

組織として、システムとして、プランとして、いろいろ我々が策定してそれを実行することによって、「学びの変革」も非常に成果を上げている中において、生徒に寄り添う力、あるいは生徒に慕われる力、信頼される力という一人一人の教師の個の教育力。さらには、複数の教育力といえるでしょうか、集団の教育力、教師間のコミュニケーションがきちんと取れるような、お互いをリスペクトできる教師間の関係があるのか。あるいは、一人一人の生徒を育む、教えるのではなくて育む、みんなで守っていく、育てていくという意識を共有しているのかということだと思います。

最後に、学校の組織力として今回もかなり厳しい指摘がございましたが、教師間の積極的な自己意見を発言できる場の設営、そしてそれを受けて、その考え、違った考え方を集約し、それぞれ違った意見を持ちながらも、今回はこういう方向でいこうと言える統率力といえるか意識統一を図る力、それが管理職に求められる力だろうと思います。

以上のようなことの基本の力ということに、もう少し広島県も視点を置くといえるか、当然「『学びの変革』アクション・プラン」の中において、それを入口で、しっかりとチェックをしていくということが必要ではないかと感じます。以上です。

中村委員： この大変痛ましい事案につきましては、問題点といえるでしょうか、論点であったり反省点が非常に多岐にわたると思いますけれども、その中で私が一番気になっていることは、この課題の記載の中でいいますと、6ページの「課題の(c)に対応した取組」の、児童生徒の心に寄り添った指導ということだと思います。最初のところで、担任がこの生徒に専願ができなくなるということを伝えた時、結果として万引きという事案は誤認だったわけですがけれども、最初の時に、もう少し丁寧に、事実であるかどうかということの確認をしてほしかったなということがございます。

報告によりますと、この生徒は明るく真面目、授業態度も良い、学力は上位、3年間陸上部でいつも真面目な態度で練習しており、後輩からも慕われている、朝練・放課後の練習は、学校に来ている時には必ず参加をしていたと。こういった生徒のそういう触法行為について、確認の仕方をもっと丁寧に、この時点で事実誤認であるということが分かっていたら、その後の展開は全く違っていただきたいと思います。

確かに教員、非常に忙しい中ではありますし、1対1でじっくり面接・面談ができないという要因もあったかもしれません。そこまで求めるというのは酷だという意見があるかもしれませんが、私としてはそこが一番、特に言えば残念だと思います。児童生徒の心に寄り添った指導ということ、是非これからも徹底してやっていただきたいということがございます。

それからもう1点は、学校経営という組織論といえるか、マネジメントについてということになると思いますけれども、これについてもいろいろ、問題と対応ということが書いてありますけれども、学校であっても組織であり、意思決定をしていく場という中で、リーダーシップと書いてありますけれども、校長も学校という1つの組織の経営者だと思います。経営者ということですが、学校ですから、人間の管理というこ

とをできる人間が経営をしていかなければいけないということだと思えます。人選もそうでしょうし、あるいは、そういった目でチェックをして対応していくということだと思えます。

問題が把握できれば、プロジェクトチームを作って対応していくということですが、その辺りも丁寧な把握と迅速な対応ということが求められていると思えます。以上でございます。

細川委員： 私も、この度の事案について、亡くなった生徒の方のつらさとかしんどさを思いまして、御冥福をお祈りしたいと思います。

再発防止策ということですが、第三者委員会においてもいろいろ、この原因については何かということ突き止められて、それに対する取組もおっしゃっていただいたところですが、組織でありますから、どんな組織であれ、長がおりまして、その下の者がそれに従って成り立っているものであります。

これにつきましては、私としては、今回の事案というのは当該校のみではなくて、市町教育委員会、それから県教委が、なぜこうなったかということの原因をしっかりと掴んで、しっかりと取組をしていくということが問われているのではないかと思います。

それぞれの立場、持ち場で、どういった責任を持ってやるかということが、亡くなった生徒に対する、報われるところであるとも思いますし、細かいところを申し上げますといろいろあるのですが、知事が昨今言われているように、「働き方改革」の1つでもあると思いますが、民間企業も働き方については「仕事でチャレンジ！暮らしをエンジョイ！」の下にいろいろ取り組んでいるところであります。教育委員会の中におかれても、忙しいからしょうがないということではなくて、そういう「働き方改革」も、今後は考えられるべきではなかろうかと思っております。

その中で、生徒指導が、私たちが学生だった頃よりも時代時代で変わってきておりますし、そういう変化について対応してきたであろうかということも、考えていかなくはならないところだとも思っております。

県としましても、把握が十分ではなかったとか、学校訪問指導の在り方に問題があったとかという原因を掴んでおられますので、その辺のところは県のリーダーシップで、県内の中学校で、ばらつきがある所があるとすれば、しっかりと対応していただけたらとも思っております。

また、地域の間人間といたしましては、各学校には学校評議員会、学校関係者評価委員会がございますけれども、得てして同じ方が長く就いておられますので、知らず知らずのうちに学校が、例えば、少しずれているなというところも見抜けないところがあるかもしれません。私といたしましては、その辺のところは、県・市町の関わりが必要であろうし、就かれる任期の制限を求められるとか、たまには人を替えられるというところで、学校の見守りをしていただくということが、こういった事案の防止にもつながるのではないかと思います。以上です。

志々田委員： 2点、お話をさせていただければと思います。

第一報を聞いた、昨年あの悲しい事案から1年がたって、今年入試を子供たちがもうすぐ受ける時期に、また来ています。15歳の子供たちが、初めて自分が選ばれる、若しくは選抜をされるという機会になることも多いかと思いますが、いかにこのことが子供たちにとって不安なのかということ、我々、教育に携わる者は考えなければいけないなと思っております。

子供たち、少なくとも今年入試を受ける子供たちが、専願だとか推薦だという複雑な仕組みをきちんと理解して、また、もっと大事なことは、推薦にしても専願にしても、あなたの方の子供さんたちのいいところを伝える機会なのだと。先生方たちが、子供たちのいいところを見つけて、そのいいところを、子供たちを引き受けてくれる次の学校の先生方に伝えるために、こういう仕組みがあるんだということをしっかりと伝えて、安心して入試を受けていいのだということ、この時期に全ての学校の先生方にもう一度お伝えをして、中学校3年生の子供たちを安心させていただきたいなと思っております。特に、この悲しい教訓をいかに広島県教委が理解をし、そして多くの先生方と対策を取っていかしているのかということ、今一度この時期にアピールをしたいと思っておりますのが1点目です。

もう一つは、今、細川委員がおっしゃったように、学校には多様な人々が関わってくださっていて、学校運営の在り方についても協議をするような仕組みができはじめています。

今回の学校の場合、「荒れ」が原因で、その修正のために先生方が一丸となって、少し強権的な、また、子供たちを強く指導してきたと思いますけれども、そういう先生もいれば、一方で、温かく優しく子供を迎え入れてくれる先生もいていいと思います。皆が一緒になって強固に、強く指導するのではなくて、いろいろな先生の役割があって、褒めてくれる先生もいれば強く指導して下さる先生も、また、先生という立場以外の地域の方々とかボランティアの方々、スクールカウンセラーの先生方、様々な人たちが子供たちに関わる。つまり、多様な大人たちが多様な価値観を持って、子供たちと関係をつくれるような学校運営というのを、つくっていく必要があるのではないかなと強く思いました。

子供にとって先生の言葉というのは、大人、教員が思っている以上に重いものだったということが、今回とてもつらい思いをしながら我々は理解したわけですから、多様な価値があるということをお子たちに伝える教育現場をつくっていただきたいなど、心から思っています。以上、2点です。

下崎教育長： 今回の事案については、本当に心が痛むということでありまして、責任を痛感しているわけですが、ここで大きく捉えたときに、一つは荒れた学校であったということで、管理に走ったという、それは一定程度やむを得ない状況もあったと思いますが、それに終始をしてしまったのではないかと。学校の雰囲気、状況が、そちらの方へ流れていく、これは校長も含めてです。

こういう荒れた学校については二つのタイプがあって、こういう「荒れ」を力でというか管理で抑えようというところに終始してしまう学校と、そうではなくて、それをベースにしながら子供たちの主体性を伸ばす方向へ切り替えて、うまくいっている学校があると思います。

先日、中学・高校と、ある学校、別のところに行きましたけれど、確かに荒れていた学校は、非常に生徒が落ち着いて、いい状況ではありますけれども、実際、授業の中で本当に子供たちが主体的に輝いた顔で学習をしているかといったら、そうではない。やはり、同じことが起こりうるのではないかということをお、ものすごく危機感を持って受け止めています。

本県の教育の流れも同じところがあって、随分問題があったところをお、是正指導を受けて、徹底的に管理をして強行的に行ったわけですが、それまでは駄目だと言いながら学校を支援していこうと、そして何よりも子供たちが主体的に学ぶような学校にしようということで、今、正に「学びの変革」を進めているのですけれども、正に同じことだと思おいます。だから、「学びの変革」をしっかりやるということお、正にそれぞれの学校が、いろいろ混乱もあつたり問題もあつたりしますけれども、それを管理という手法一辺倒でやるのではなくて、それをベースにしながら、今度は主体的にということでお変えていくということが、すごく大事だと思おしております。

それからもう1点、今、再度、教育の原点ということを見直そうということで、デュニーであるとかブルーナーであるとかヴィゴツキーなんかを読んでおいますけれども、共通するのは、学習者を起点としている、学習者の経験とか欲求とか持っているもの、それを起点にしていると。それから、共通することは、オブザベーションというのですが、観察をしっかりする、子供たちをしっかり見るということが常に共通しているところだと思おいます。それから、社会というか、住んでいるコミュニティーとのつながりということも、全て共通されておいます。だから、先ほど評議員の話も出ました。ああいったところで、もっと学校が本当に開かれて、地域やそういうものと結び付いて、学習・学校づくりを進めていくと。子供を原点にしながら、中心にしながら、出発点としながら、カリキュラムなり活動をつくっていくと。そして教師は、その子供たちを支援するためにしっかり観察をする。先ほどのは、寄り添ってという言い方になっておますけれども、寄り添うというのは感情的な部分だけではなくて、しっかり観察をする、しっかり見るということ、これが非常に大切だと思おっていて、それを本当に県内で徹底していきたい。それはまた「学びの変革」の徹底にもつながるし、こういう不幸な出来事を二度と起こさないことにもつながる。これを進めていきたいなど、今、思っているところおす。

湯崎知事： ありがとうございます。

今回の事案を受けて、教育委員会の方でも様々な対応を取っていただおいておまして、学校の支援体制とか、あるいはこういった課題がある学校での把握の仕方とか、いろいろ教育委員会としても対応すべき点というのが検討されておいて、非常にこれはありがた

いなと思っております。

それに加えまして、一方で気になるところもいくつかありまして、一つは、この調査検討委員会の報告書を見ると様々な指摘があるのですが、なぜそうなのか、なぜそうなっているのかというところを、もう少し深く掘り下げていく必要があるのではないかなというのを感じています。それは一定程度、教育委員会で掘り下げてはいただいているので今のこういった対応があると思いますけれども、もう一段、二段と深掘りが必要なのではないかなという気がしております。細かく言うと細かくなるので、この場では避けますけれども、構造的な問題について対応すべきだと思いますので、その一段、二段、三段ぐらい掘り下げた構造問題を、もう少しつまびらかにした上で、県教委としての取組ということ、もう一度精査をする必要があるのではないかと。一定程度されているとは思いますが、そういう印象があります。

それから、もう一つ気になった点が、あるいは教育長もおっしゃったことでもあるのですが、従来の県内全体での歴史といいますか、是正指導以来の歴史のところもあるということだと思いますが、いろいろな今の教育委員会の取組の内容でいうと、基本的に指導が不十分であって、もっと指導します、ないしは研修をしますという、そういう対応になっていますが、それは裏返しとすれば、指導不十分、ないしは研修が不十分だったということになるのですけれども、本当にそれだけなのだろうかということですね。

先ほどの構造問題とも絡むのですけれども、あくまでも指導、それから指導を受けるという、こういう関係で捉えられているような印象です。ですから、もっと現場の先生方の力を引き出していくという観点というか、正に子供たちに寄り添うということが必要なと同様に、先生たちにも寄り添っていくという、そういった視点が必要なのではないかなと思いました。

もちろん、一定の指揮命令系統とか組織構造はあるので、当然、そういう指導とかリーダーシップとかということも重要になるのだと思いますけれども、なぜ、先生がそういう力を発揮できなかったのかというところは、ただ単に研修が不十分だったですとか、もっと指導しますということではなくて、そこをもう少し深掘ることが、また今のような構造的な問題の発見にもつながるのではないかなという気がしますので、そこも改めて検討してみるポイントとしては必要なのではないかなという印象がしております。

下崎教育長： 我々、この文章を書くとしても指導となっていますけれども、支援をしていくということが大事だと思います。

今、学校を訪問指導した時に、誰と話をして、どういう話をしているかということがとても大きくて、校長、教頭、よくて主任で止まるというのではなくて、私は行けば、できるだけ先生方と話をするようにしておりますけれども、一人一人できるだけきかけをつかまえて、いろいろな先生方と話をして、今、寄り添うと言われたのと同じことが言えて、先生方が主体的に動かないと子供たちも主体的にならない。

それをどうしていくかというのは、我々が上から、こうしなさいという話ではなくて、一緒になって考えると。そうした動きをつくり出すお手伝いをしていくと。正に支援、どうしても教育委員会では指導という言葉が出やすいですが、そういったことをしていこうというのが今回の大きな我々の決意でもあるし、そのようにしていきたいなとは思っております。

湯崎知事： そういう意味では、例えばこの課題とかを掘り下げていくのに当たって、現場の先生も含め、どうだったのだろうかを考えると、そういうものもあっていいのではないかなという気がするのです。

それは少し時間がかかることでもあると思いますし、どんな人に入ってもらおうかというのも問題だと思います。それをやってくださいということではないのですけれども、例えばそういった考えで、先ほど中村委員もおっしゃいましたけれども、この先生がうまく対応できなかったということが非常に残念なことで、私もそれを最も残念だと思いますけれども、それは決してその先生個人の問題ではないのだと思うのです。そういう認識は、教育委員会の方にももちろんあると思いますけれども、それをどうしたら改善できるのかということについては、先生方の視点という、正に現場で担任としてとか生徒指導とか、あるいは進路指導の中の現場で困っている先生の意見も直接聞きながら、それも一人、二人では意味はありませんから、一定程度の先生の意見も聞きながらやるという必要もあると感じております。

そのほか、これまでの議論を受けて、更に何か追加の御意見はありませんか。

佐藤委員： 教育委員会がやっておりますサポートティーチャーだとか、あるいは教員の事務を補完する事務の方々の導入と、先生方に、生徒に触れ合う時間をもっと多くしようという努めをずっとやっております。

そうした中で「学びの変革」が掲げている、課題を発見し、探求し、そして解決していくということ、今、各学校でやっています、生徒に考えさせるというところを、重点的にやっています。それまでは、先生は生徒に教えて、教えたことが基準になって、基準になったものをクリアできるかできないかで判断して、ということがあったのですけれども、今はそうではない。いろいろな多様な考え方を引き出す、引き出してディスカッション、討論させる、そして「やはりあなたが言うとおりでね」と思う、納得する、リスペクトする、尊敬する、そういうことを繰り返している授業を、今、正に始めたところで、各先生方に、どこまで今までとは違う生徒との関わりを持ったらいいかという疑問も、学校訪問した際に、お持ちのように感じます。そういったところを教育委員会の事務局の中でも、指導主事、あるいはいろいろなセミナーなり講習会なりで取り上げられて、繰り返し繰り返しやっておられる。

更に思いますのは、やはり時間。そういうことをやると、今までとは全く違うぐらい時間が必要になってくる。考えを持ってもらう、そしてそれを発表してもらう。今まで一言で教えれば済んだものが、そうではないということで、授業の中においても、あるいは授業以外のところにも時間が必要になってくる。

今回の事案と関わり合いがあるということではございませんが、県の教育のこれからの姿、そして、こういった不幸なことが再発しないためにも、先生方に時間を持ってもらえるような体制づくりというのは、とても大切だなと感じます。

細川委員： 私たちも、実は職場の中でいろいろなトラブルが生じたときに、いろいろな対策を取っていくのですが、それが即効性のあるものと時間のかかるものがあるのは、皆さん御承知のとおりであります。取った対策が、ここにいろいろと答申でも御提示いただきましたけれども、これは恒久的に有効な対策なのかどうかということが、私たちも今後、見守りながら見ていかなくはなりませんし、佐藤委員もおっしゃった、教員の方々も採用されて、一般企業のような感覚も、今からはお持ちいただかなくてはいけないのではないかなと思いますけれども、この4ページに書かれている納得性、同僚性・協働性と、こういうところを一般企業にも学んでいただきたいところもありますし、そういう意識改革をきっちりしていただく中で、コミュニケーション力も養っていただくのではないかなと思います。

そういう、言ってしまうと「オール広島県」になるのですけれども、生徒指導集中対策指定校でも、ある指定校は地元の方が学校に入り込んで関わることによって、荒れた学校から立ち直ったという学校もお聞きしておりますし、地元とか企業とかということ、今以上に協働するといいますか、一緒になって教育に取り組んでいかないと、学校の中で全部解決しようと思われないで、是非、教育委員会も、学校の先生も、校長先生も頼りにしていただければと思っていますところでは。

中村委員： 先ほど教育長も言われた観察ということに関連すると思いますけれども、前回の総合教育会議の時に学識経験者の先生のお話で、教員の中にも感性が豊かな教員と、そうでない教員が実際にいるということをお聞きしました。

気付いた人がきちんと意見を言えて、それを取り上げられる体制というものも大事だと思いますので、きっちりとした体制にするべきなのかどうかということも意見があるかもしれませんけれども、気付いた先生が無力感にとられるとかということのないようにしていかなくはいけないということが、大事だと思います。

それから、先ほど佐藤委員も言われたことですが、先生が本当に大事なことに集中できる、大事なことをおろそかにせず済むようなことです。先ほど言いましたことでいうと、生徒の心に寄り添った指導ができるということだと思いますけれども、現在、いろいろ取組も県としてもしております、事務作業を外に出すとかということもそうでしょう。最近の話題でいうと部活動の対応ということもあるかもしれませんけれども、いろいろとお金のかかることも多いですけれども、本当に大事なことをおろそかにしないという体制をつくっていくということが、大事だと思います。

下崎教育長： 正に今言われましたように、先生方が子供と本当に接する、しっかり寄り添える、きちんと見守り、観察すると。同じような言葉だと思いますけれども、そういう形を少し強引にでもつくっていくかといけないう、体制の中でそういう学校ができるようにということで、努力していかないとはいけなうとは思ったところでは。

志々田委員： 去年から国でも新しい教育改革が進んでいて、広島はそれを先行してやっていると
思いますけれども、「チーム学校」であるとか、それから地域と共にある学校づくりとい
うようにして、地域の教育的な支援だとか、保護者の皆さんや地域の方たちの教育力を、
どう学校に注ぎ込んでもらうかという仕組みづくりが、少しずつ整備されてきていると
思います。それがコミュニティ・スクールなのか、それから地域学校協働本部とか、い
ろいろな仕組みを国は用意していると思いますが、広島県は是非、PTAの皆さんの協
力をもっと学校の中に注ぎ込むためにはどうしたらいいとか、地域の自治組織の皆さ
んとか、公民館や社会教育施設の人たちと一緒に学校を協働で運営していく方法は、い
ったい広島にはどんなことがあるのかということも、積極的に考えていく必要があるか
なと思っています。

湯崎知事： 環境整備ということだと思いますけれども、今の地域を巻き込むということについ
ては、恐らくまたそれぞれ地域によって事情があって、この中学校の例はどうだったか
分かりませんが、逆に今、非常に厳しい親御さんとか、PTAもいろいろな機能
の仕方をしているところがあるので、そういったことでうまく関係構築ができるかど
うかですね。あるいは、そういったプレッシャーもあるのではないとか、いろいろな事
情があると思うのです。

だから、そういう地域を巻き込んでいくためにも、巻き込むということだけではなく
て、それができる環境整備というか、そのためには地域に対するエデュケーションとか、
そういうことも必要かもしれませんし、そういった幅広いことを検討してみていただ
きたいというのが私の意見でありまして、それが先ほどの深掘りで構造的に考える必要
があるということだと思います。

ついでに言うと、いろいろなことがあって、子供に寄り添うべきだとかというのは、
恐らく先生方は、皆知識としては知っているはずで、そうではなくて、いや、もうピン
タした方がいいのだと思っている先生も若干いるかもしれませんが、ただ基本的
な知識としては皆さん持っていると思うのです。

それが発揮できない環境というのが一番問題であって、それは先生の忙しさというこ
ともあるでしょうし、あるいはどういう先生が評価されるのか、これは学校の中での評
価をどうされるかということもあるし、正に地域でどう評価されるかとか、それらのこ
ともあるし、そういったことを全部ひっくるめて、カルチャーというか、文化というも
のが非常に大きく作用すると思うのです。いいカルチャーを持った学校というのもの
でしょうし、そうでないところもあると思います。だから、いいところはどうしてそ
うなっているのかとか、そうでないところはどうしてそうなのかとか、そういうのも含
めて考えていかなければいけないのではないかと思います。

といったところで、大体このテーマにつきましてはよろしいでしょうか。少しそうい
う意味で、引き続き、私としては教育委員会の方に更なる深掘りの検討をお願いした
いと思うところでございます。

それでは続いて、入試制度を含みます、中学・高校の接続に関する問題について議論
いただきたいと思っておりますので、お願いします。

先ほど志々田委員の方から、こういうものだということを生徒に伝えてほしいとい
うお話もありましたけれども、私もそのように思いますけれども、そのほかございました
らお願いいたします。

中村委員： この私立高等学校の入試制度について御説明をいただきましたけれども、私も、本
事案につきまして、「推薦」という単語と「専願」という単語といろいろあって、少し
混乱をしたところもあるのですけれども、先ほどの御説明をお聞きしましても、これは
もうほぼ推薦ではないのかなといったような中身もあろうかと思えます。

それから、募集要項、あるいはホームページ等に記載がないけれども、実際には中学
校への説明会等では基準が示されたりということもあるやもということをお聞きしま
した。この辺りが広島県独特のところもあるのかもしれませんが、基準を明らかに
していただきたいと思えますし、それに基づいた対応を、学校の方でできるように。う
やむやのところがあると、それをベースに、中学校の方で拡大的にそれを使ったり、
独自の運用をしてしまったりということにもなりかねないのではないかと思います。

佐藤委員： 公立の高校への進学については、県内一律の方式・様式で事前に公表されて、生徒
はそれに備えるわけですが、私立の場合は各学校、先ほど知事がおっしゃったように、
カルチャーをそれぞれお持ちの中で、どういう生徒に来てほしいかというのは、違いが
それぞれあると思えます。それに対する一律の選考基準というのは、大変難しいのだら

うと。

だから、大まかな募集要項になっていて、その中で判断していただいているように見えますが、高校に対してそれをもっと丁寧に、いろいろな基準を明確にしてくださいということも大切でしょうが、中学での推薦基準というものが一律であるべき、公平性を持ったものであるべきだと。これは調査報告書にも書いてございますが、その点は、公立中学校を担う当県教育委員会ができる分野ではないかという気がいたします。それは今後、教育委員会の事務局の方で、今、進めていただいている、「進路指導の手引」という内容で表現される部分であろうと期待をいたしております。

中村委員： 中学校での推薦・専願の基準というのは、現状では統一的なルールはないということで、これは私も佐藤委員と同様で、作っていただきたいということ、これまでも教育委員会会議等で申し上げたと思いますけれども、決して学力等の基準、これはいろいろな中学校があり、いろいろな高校もありますので、そういった細かい基準で統一的なルールを作るのは、これはもう無理だと思いますけれども、この報告書にも指摘をされましたような触法行為についての扱いであるとか、あるいはルールを変更するときの扱いであるとか、そういったことについては少なくとも統一的な基準を作れる、作るべきだと思っているところでございます。

細川委員： 入試の制度についてもいろいろ議論するところであると思いますが、学校が生徒・保護者に入試制度、ルールについて説明をします。もうそれは1年生の時からずっとやっておられると思いますが、中には、保護者によってはそれを聞いたけれども理解していないということで、入試の3年生の時にトラブルが生じる。

以前あったのは、選抜(Ⅲ)を受けたい子供が、私立高校に合格したので選抜(Ⅲ)を受けられなくなったのですが、それを知らなかったのです。それで、知っていたら選抜(Ⅲ)の方の公立高校に行きたかったのに、三次から広島の私立へ行かなくてはならなかったということで、経済的な負担とか、いろいろなことが発生したと。そのときに保護者の方からも御相談を受けたのですが、聞いていたか、きちんと理解していたかということが非常に不明確だったので、学校としては伝えたいけれども理解したかということを確認していただくところも、入試というタイミングでは必要なのではないかと思っております。

1年生の時に言ったからもう分かっているでしょう、ではなくて、最後のタイミングのところで、結局はそこで決まってしまうから、本当にこれでよろしいのかという確認をお互いにされながら、進学先を決定していただければと思います。

志々田委員： 今回、教育委員会の方が独自に私立高等学校の入試制度の概要等、まとめて資料にいただいていると思いますが、これも一つ一つ学校へ聞き取ったり校長先生に確認したりしないと、こういう情報が出てこないというのは、我々ですら分かりにくい、不透明だなと思うのが、保護者の皆さんやお子さんにとっては、もう本当に分かりにくいものであるということがはっきり分かっているわけで、それが誤って、子供たちが誤解をしたりだとかということになって、いろいろな問題が起きているのも事実なので、是非、私立中学高等学校協会の皆さんにもこういう事実を明らかにして、テーブルと一緒に座っていただいて改善を求めていくような動きを、是非、音頭を取って進めていくべきではないかなと思います。

県でも、私立の方は一般行政の学事課がやっておられると思いますし、また公立学校の方は教育委員会で、でもそれは子供たちには何の関係もない、保護者には何の意識もないわけですから、同じで入試を取り組んでいますよということ、しっかり協力体制を取っていくことを是非していただきたいなと思います。

下崎教育長： 私は高等学校の経験しかないのでございますけれども、高校も同じように、就職や進学に関わって、どういうことで校内で選抜していった推薦をしていくかとか、指導のところですかとかというのはすごく大事でして、それが、生徒はもちろんのこと、保護者にも理解してもらわないと成り立たないということで、かなり丁寧な説明と、それから冊子を作っているところもあります。だから、その点は子供たちだけではなくて、保護者にも分かっていたくような仕組み、これは複雑ですから余計そうでしょうけれども、そういうものが必要なと。

今、そのガイドラインというものを作っているのですが、中学校でそういうものも必要だということを示して、納得の上で、本意ではない部分もどうしても出てくると思いますけれども、そこはすり合わせをして、それで子供のために、子供としては、自分としてはここを受けるという結論にきちんと納得してもらっていただけるような、

そういう仕組みにしないといけないので、ここは十分、我々も基準的なガイドラインを作りますし、公立中学校長会、それから私学と十分共有をして、もう少し保護者とか生徒の視点に立った仕組みの在り方、運用の在り方ということをしていきたいと思っております。今、その作業を進めているところです。

湯崎知事： 私の意見ですけれども、いろいろな経緯があって、今、こういう制度になっていると思いますが、御指摘のように、あまりにも情報が明確でないとか、複雑すぎるということは大きな課題であろうということ、高校にとっても中学にとっても、それなりの何か意味とか便利さとかがあるので、こういうことになっているのだと思いますので、そういったことも含めて、先ほど志々田委員から御指摘があったように、私立高校側も交えて改善を図る。その前に、それぞれのメリット・デメリットみたいなことも整理した上で、どのように改善を図るのか、どういう方向で改善を図るのかということも含めて、少し関係者で議論すべきではないかなと思います。

いずれにしても、入試も含めて、それが最終的には教育の一環であるわけですから、正に、最終的には子供たちの育ちにプラスになるような、プラスの面とマイナスの面と、どうしてもあると思っておりますけれども、そのプラスの面が大きく出るような形で、今後進められるようになるというのかなと思います。

佐藤委員： いろいろな形の推薦、あるいは専願という名称になっていますが、推薦入試があることは、私は大変いいことだと思っております。一度きりの試験で合否が判定されるよりは、3年間の成果が、勉強だけではなくて育ち方というのを、しっかりした内申書のような形で見られる、それで推薦を受けられるということは、本当に一度の試験で自分の人生がそこでおしまいとなるよりは、まだチャンスを残していただいているという制度なので、是非、この推薦制度が悪いということは決してないと思います。それだけは申し上げておきます。

下崎教育長： 佐藤委員がおっしゃったように、その制度の部分と、運用の部分。これは公立高校の入試でも同じなのですけれども、調査書といわれる一般的に内申書、これは3年間の学習や生活、そういうものを含めて評価をして、学力検査だけで一発勝負ではなくて総合的に見ようという制度で、今、動いているわけですけれども、これも運用の仕方、よくいわれる調査書や内申書を盾に取って、保護者をどう喝すると言ったら言い過ぎかもしれませんが、脅威を与えるとか管理の手段に使うと。それは正に使われ方ということ。だから、根本は何のためにあるのかということ徹底して、できるだけいい制度にすること、それをきちんと運用できるような仕組みにする、それが大事ではないかなと、今話がありましたので、思います。

湯崎知事： 私も佐藤委員がおっしゃるとおり、推薦は非常に大きなメリットがあると思うのです。それで、この制度がなくなるということはありませんけれども、一方で、今の教育長がおっしゃったような事例は、もうナンセンスだとしても、内申書の存在自体が、いい運用をしていたとしても、プレッシャーになる部分もあるのです。だから、そういう側面があるということ念頭に置きながら運用をしないと、相当気を付ける側に倒して運用しないと、子供たちが萎縮する。それが結果として、保護者が物を言にくいということにつながってくる。それはまたそれで、是非、検討いただければと思います。

それでは改めまして、全体を通して何か御意見ございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。前半部分も含めて、あるいは今日出なかったことも含めてございましたら、お願いしたいと思います。

志々田委員： 前回の総合教育会議の時にも出たと思いますが、子供たちに寄り添うとか、結局、3年間ずっと子供たちが次のステップに進むために、どういう生き方をしようとか、どんなことを学びたいのかということ、トータルで考えるようなキャリア教育の視点が大事だということは、前回も出たと思います。それに対して、すごく県教委としても研究してくださっていると思っておりますけれども、早い時期、ここに書かれているように、その生徒、進路指導の方法であるとか入試のことだけではなくて、もう少し長いスパンでキャリア教育、子供たちを支援する、将来をつくっていくということを、県を挙げて研究していけるといいなと思っております。

佐藤委員： 度々、「学びの変革」に戻るのがですが、私は学校訪問する中で、生徒が一生懸命考えている姿というのを見る度に、今、いい変革がされているのだなと思います。

前回の総合教育会議は欠席いたしました。議事録を見させていただきました。その中で先生方がおっしゃっていることで、大変必要なこと、たくさんあったのですが、未

来を生き抜いていくための教育をという言葉が、非常に心に残りました。生徒たちが未来を生き抜いていくためには、今、教わるというのではなくて自分たちで考える、そういう力をつけようとしている、それは大変いいことだなという感じがしております。

湯崎知事： ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日の総合教育会議を終了させていただきたいと思います。

今日の内容も踏まえて、まず取り組むべきことというのは、既に教育委員会としてもやっつけていただいていると思いますけれども、それは速やかに進めていくと。それから、私からも指摘させていただきましたけれども、構造的なものというのは、そもそも慎重に取り組まなければいけないことでもあるので、そういったものもしっかりと検討した上で、長期的にも取り組んでいただきたい。そういったことを通じて、二度とこうした場合が起きないということを実現していただきたい、我々としても実現して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

経営企画監： ありがとうございます。本日の予定は以上でございます。

次回の総合教育会議について御連絡をさせていただきます。第3回となります次回の会につきましては、年度内にもう一度と考えております。開催に当たりましては、また改めて御連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「平成28年度第2回広島県総合教育会議」を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(11:16)